

- 第14条 役員および委員は、細則に定める方法により選出する。
- 第15条 役員の任期は、定期総会から次期定期総会までの1年とする。
ただし、再任は妨げない。
- 第16条 役員の任務は、次の通りとする。
- 1 会長は、会を代表し、会務を統轄する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは代行する。
 - 3 書記は、総会、委員会その他の議事を記録し、諸会合の連絡にあたる。
 - 4 会計は、本会の会計をつかさどる。

第7章 会計監査委員

- 第17条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。
- 第18条 会計監査委員は、細則により選出する。
- 第19条 会計監査委員は、必要に応じ、会計監査を行うことができる。
- 第20条 会計監査委員の任期は、定期総会から次期定期総会までの1年とする。

第8章 総会

- 第21条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第22条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 1 定期総会は、4月または5月に開催する。
 - 2 臨時総会は、全委員会が必要と認めた時に開くことができる。
- 第23条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。

第9章 全委員会

- 第24条 全委員会は、役員、学年委員、教師委員、校長をもって構成され、部会の連絡調整をはかり、総会に提出する議案を調整する。
- 第25条 全委員会は、総会に次ぐ会であって本会の運営ならびに活動を審議し、総会の決議事項、緊急事項の処理を行う。

第10章 部会・臨時部会

- 第26条 この会の活動に必要な事業を企画、立案、実施するために、部会を置く。
- 1 部会で必要な事項は細則で定める。

第11章 常任委員会

- 第27条 常任委員会は、正副会長、書記、会計および各正副部長、学校長またはその代理人をもって構成する。

第12章 細則

- 第28条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、全委員会の議決を経て定める。
- 1 全委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第13章 改正

- 第29条 この規約は、総会において、出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。

- 附 則 この規約は、昭和56年 4月21日より実施する。
- | | | |
|------|-------|-------|
| 一部改正 | 昭和62年 | 4月24日 |
| 一部改正 | 平成30年 | 4月23日 |

一部改正 令和 5年10月25日

一部改正 令和 8年 4月27日

細 則

第1章 委員の選出

- 第1条 地区委員は、各地区若干名とし、各地区会員より選出する。
学年委員は、学級数×2名とし、学年の会員より選出する。
教師委員は、若干名とし、教師側より選出する。
- 1 委員の任期は、総会までの1年とする。
 - 2 委員に欠員の生じたときは、すみやかに補充する。

第2章 選考委員会

- 第2条 選考委員会は、役員および会計監査委員、部長を選考する。
第3条 選考委員会は、役員、正副部長、教師代表委員で構成する。
第4条 選考委員会は、その任務が終了したとき解散する。

第3章 役員および会計監査委員、部長の就任

- 第5条 選考委員会により、役員、会計監査委員、部長を選考し、全委員会の過半数の信任を得た役員、会計監査委員、部長は総会の承認を得て就任する。
- 第6条 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格し、任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、全委員がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第4章 各部会および臨時部会

- 第8条 各部会には校外指導部、厚生部、行事部、広報部、校外活動部を置く。
- 第9条 臨時部会は、その任務が終了したとき解散する。
- 第10条 地区委員および学年委員は、部会のいずれかに属するものとする。
- 第11条 部会および臨時部会には、部長、副部長を置く。但し、校外活動部は部長を会長が兼務し、副部長は置かなくてもよい。
- 第12条 部長は選考委員会によって選考し、副部長は部員によって互選する。
- 第13条 部長、副部長の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。
- 第14条 各部の主要事業は、次の通りとする。
- 1 校外指導部
 - (1) 地区の関係諸団体と協力し、交通環境の改善と事故防止につとめる。
 - (2) 校外における児童の生活環境の改善と補導をする。
 - 2 厚生部
 - (1) P T Aの財政の検討ならびに事業収入の方策を講ずる。
 - (2) 学校保健活動に協力し、児童の健康増進につとめる。
 - 3 行事部
 - (1) 学校行事に協力し、その教育効果をより一層高めるようにする。
 - (2) 学校の環境整備に関する計画と協力をする。
 - 4 広報部
会員ならびに諸機関に対し活動状況を伝達する。
 - 5 校外活動部

松山学区地域振興の委員として、春日井・松山校区スポーツ、レクリエーションの振興・普及を図るとともに、当該地区の明るく豊かな市民生活に寄与する。

第15条 本校に勤務する教員は、役員会および委員会に出席して、意見を述べるができる。

第5章 個人情報の取得

第16条 本会の円滑な運営のため必要最小限の範囲において、学校が保有する児童等の個人情報の提供を、保護者の同意を得て、学校に求めることができる。

第17条 学校より提供された個人情報は、本会において厳重に管理し、その目的以外に使用することはしない。

第6章 顧問

第18条 本会は目的を達成する上で、更に一層の向上を計るため、会員または会員以外から、会員が相談役（顧問）を若干名依頼することができる。

第6章 改正

第19条 この細則は、全委員会において出席者の過半数以上の賛成がなければ改正することができない。

1 改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

附 則 この規約は、昭和56年4月21日より実施する。

一部改正 昭和62年4月24日

一部改正 平成30年3月1日

一部改正 令和3年4月15日

一部改正 令和4年4月14日

一部改正 令和8年4月14日

春日井市立松山小学校PTA弔慰規定

第1条 本会会員または家族の不幸のあったときは、次のような香料を供え弔慰を表す。

1 会員死亡（配偶者を含む）

5000円の香料と花輪を供え代表者が会葬する。

2 会員子弟死亡（在校生）

3000円の香料と花輪を供え代表者が会葬する。

第2条 会員の子弟が、病気、または負傷等により10日間以上入院した場合は2000円程度の見舞いをし、学級担任と同級の会員子弟に見舞いを依頼する。なお長期にわたった場合は、同程度の見舞いをする。

第3条 不慮の災害により、会員および家族に救援の必要がおきた場合、上記以外で弔慰、見舞いの必要が生じた場合は、会長が適宜の措置をとり、役員会、常任委員会に報告する。

第4条 この規定の改廃は、常任委員会で決議し、全委員会に報告する。

第5条 この規定により見舞いを受けた場合、返礼（物品など）は一切行わない。

第6条 この規定は、昭和55年4月1日から適用する。